

労務管理と行政処分学ぶ

大阪市都市型
産業振興センター
ロジスティクスセミナー

【大阪】大阪市都市型産業振興センターは4月25日、「知らなかつたでは済まされない！

運送業における労務管理ポイントと行政処分を学ぶ」をテーマ

にロジスティクスセミナーを開催した。

講師に運送業を専門とする社会保険労務士石原清美氏を招き、「運送業における『労務管理のポイントと行政処

分を学ぶ』をテーマに講演した。

石原氏は、2016年に起きた長野県のバス事故や軽井沢スキーバス転落事故を紹介し、特別監査や道路運送方違反と思われる事故運行直前の観光バスへの抜き打ち監査など、国土交通省の見解を説明した。

また、北海道の事業停止30日の行政処分を

受けた事例を持ち出して運送業の36協定の作成にあたっての注意点や時間外・休日労働時間と健康障害リスクが労災認定と深く関わっていることを説明した。

さらに、行政処分が営業にもたらす影響について、様々な行政処分の事例を紹介してドライバーの時間管

理の必要性や賞金制度の見直しなどを解説。「現場によって考え方はかわるので、万が一監査が入っても処分が少しでも軽減できるように日頃からしっかりと時間管理をすることが大切。色々な問題があるが、個々に頑張っていたらいい」と述べた。

（中村優希）

石原氏



石原氏